商品概要説明書

積立定期預金

（株）清水銀行

（令和６年５月６日現在）

１．商品名 （愛称）	・積立定期預金 （しみず積立定期預金）
２．販売対象	・法人および個人のお客さま
３．期間	・無期限となります。
４．まとめ周期	・1 年、2 年、3 年のいずれかの周期をご指定できます。
５．定期預金の 自動作成	・まとめ周期内に預入された 1 か月以上の積立定期預金の全額をまとめ日に解約し、同日に期間 1 年の自動継続自由金利型定期預金（M型）（単利型）を作成し、指定した定期預金通帳（総合口座通帳含む）へ預入します。
６．預入 （１）預入方法	・積立方式 預入日、預入回数、預入額（1 回 100 円以上）は自由です。 ・現金、他口座からの振替、小切手その他の証券類でお預け入れいただけます。 口座振替による自動積立もご利用いただけます。 証券類の場合は、その証券類の決済日が預入日となります。
（２）預入金額	・100 円以上
（３）預入単位	・1 円単位
７．金利情報の 入手方法	・店頭または当行ホームページでご確認いただけます。詳しくは窓口へお問い合わせください。
８．払戻方法	・元金は利息とともにお支払いします。
９．利息 （１）適用利率	・預入金額ごとに、預入時の預入日からまとめ日までの期間に応じたスーパー定期預金の店頭表示利率を満期日まで適用します。 ・当行所定の日に利率を変更した場合には、新利率は変更日以後に預け入れられる金額については、その預入日（すでに預け入れられている金額については、変更日以後の利息計算日）から適用いたします。
（２）利払方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
（３）計算方法	・付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割で計算します。
（４）税金	・法人のお客さまは総合課税(非課税法人の場合は非課税)が適用されます。 ・個人のお客さまは 20.315％の源泉分離課税(国税 15.315％、地方税 5％)が適用されます。ただし、マル優ご利用の場合は除きます。 ※利子所得に係る税率は、原則 20％(国税 15％、地方税 5％)ですが、平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までは、所得税額(国税 15％)に対して 2.1％の復興特別所得税が付加されます。
１０．手数料	―――――
１１．付加できる 特約事項	・総合口座の担保とすることはできません。 ・個人の方でマル優の適用を受けられる方は、最高で 350 万円まで非課税がご利用いただけます。(マル優の適用については窓口にお問い合わせください)
１２．中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組み入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下切捨て）によって計算し、利息とともにお支払いします。 Ａ．6 か月未満　　解約日における普通預金利率 Ｂ．6 か月以上 1 年未満　　預入時の約定利率×50％ Ｃ．1 年以上 3 年未満　　預入時の約定利率×70％

商品概要説明書

積立定期預金

（株）清水銀行

（令和６年５月６日現在）

１３．預金保険保護区分	・預金保険法の対象となります。他の預金（決済用の預金を除く）と合算して元本1,000万円までと利息が保護されます。
１４．その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・自動振替により積立をされる場合は、毎月均等積立てとなります。また、これに加え、ご指定の月に増額積立てをすることもできます。
１５．契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先　　全国銀行協会相談室 電話番号　０５７０-０１７１０９または０３-５２５２-３７７２